

【書評】

ロジックが世界を変える

——及川敬貴『生物多様性というロジック—環境法の静かな革命』勁草書房、2010年9月、2200円+税、186ページ、ISBN978-4326602315

千葉大学大学院人文社会科学研究所特任研究員
吉永 明弘

1. はじめに

2010年10月、愛知県名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)が開催された。会議に合わせるように、多くの書籍が刊行され、また開催中は会議の様子や目的がニュースでも取り上げられた。これまで、「気候変動枠組条約」に比べて、「生物多様性条約」は日本社会にはあまり浸透していなかったが、この会議をきっかけに、以前よりは認知度が高まっているように思われる。

ここで紹介する及川敬貴『生物多様性というロジック—環境法の静かな革命』は、2010年に刊行された多くの関連本の中でも出色のものである。「生物多様性」についての基本的な事項や最近の動向が豊富な事例をもとに分かりやすくまとめられており、概説書としても優れているが、本書を他の本から隔てているものは、著者が次のような主張を強く打ち出していることである。すなわち「生物多様性は新しいロジックとして、多数の主体が対話を交わすための社会基盤（プラットフォーム）として機能して」おり、このように生物多様性がプラットフォームとして社会に組み込まれたことによって、「静かな革命」と呼べるような法制度上の変化が起こっている、という主張である（及川2010：はじめにii）。

生物多様性が一つのロジックであるということを如実に示す例として、以下

の事実がある。かつて生物種とその遺伝子は「地球上に暮らす万人の共有物」と考えられてきたが、生物多様性のロジックを経由することによって、具体的には「生物多様性条約」にうたわれている「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」という文言によって、それらは「各国の経済的資源」になったのである（及川 2010：はじめに i）。そして現在の国際協議は、この前提のもとで動いている¹。

本書は、このような現在の動向を的確に拾いあげながら、「生物多様性」による「静かな革命」を具体的に描いていく。その中で現在の生物多様性論に関する基本的な事項が網羅的に説明されていく。以下では、本書の内容を章ごとに紹介する。そして最後に、環境倫理学に対して本書が大きな示唆を与えていることについて述べる。

2. 本書の内容

第1章 生物多様性とは何か

第1章は、「生物多様性」の意味と「生物多様性条約」の内容についての要を得た説明となっている。まず、「生物多様性」には、生物種、遺伝子、生態系などの複数のレベルの多様性が含まれることや、「生物多様性条約」の目的が「①保全、②持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生じる利益の公正・衡平な配分」であるという基本的事項が確認される²。また、「生物多様性はなぜ

¹ これについて、地球環境問題への対応という観点からは「後退」であると受け取る人もいるかもしれない。地球環境問題に対応するには国益を超えたグローバルな視点から人類全体のための政策を考えなければならないという一般的な印象がある。そこから先の流れは国益重視への後退であると見なされる可能性がある。しかし、グローバルな視点や人類共通の利益という観点は、現実には「バイオパイラシー」に代表される新たな南北問題（先進国の途上国に対する搾取）を後押ししてしまっている面がある（シバ 2002 を参照）。生物多様性条約をめぐる国際協議は、常にこの点を意識しながら進められており、そのため COP10 においても、先進国と途上国の利害調整が最大の焦点になったのである。

² 「生物多様性」概念についての魅力的な解説として、タカーチの議論を参照（タカーチ 2006、吉永 2007）。

重要なのか”を説明する部分で、「国連ミレニアム生態系評価」における「生態系サービス」³という考え方を詳しく紹介している（第1節）。叙述に関して注目すべきは、人による「手入れ」を否定していないことや、種の絶滅それ自体を悪とはしないこと（問題は異常に速い絶滅速度）が明記されていることである。これらは生物多様性条約の目的が、“人の手が入っていない永遠の自然を人の手による変化から守る”といった一時代前の急進的な自然保護論⁴とは異なることを改めて確認する上で重要である。このような最近の動向についての適切な紹介をふまえて、著者は、「生物多様性」は新たな制度を生み出す一つの「価値」であると主張する。そして「生物多様性」という言葉は、「保全」を望む人々と「持続可能な発展」を望む人が共に賛成できるプラットフォームであることが明確に示される（第2節）。この点は本書の独創的な見解の一つとなっている。

第2章 生物多様性はルールにできるのか

第2章では、生物多様性をめぐる制度論が展開されている。ここで著者は、「生

³ 「生態系サービス」とは、生態系が人々にもたらすさまざまな恵みのことである。近年では環境保全を行うための重要な根拠の一つとなっている。佐藤哲によれば、「環境問題が顕在化するということは、生態系サービスの一部が損なわれたことが社会的に広く認識されたということであり、環境を保護するということは、生態系のサービスを改善をもたらすように生態系に介入することである。このように考えれば、環境保全の最終的な目的は、生態系が人間社会にもたらすサービスを保全し活用していくことであり、人間とは直接かかわらないかたちで「原生自然」や生物多様性そのものを保全することではないと見ることができる」（佐藤 2009：212）。

⁴ いわゆる「保存」(preservation)の立場である。環境倫理学においては、「保存」は「自然のために自然を守る」という考え方で、「人間のために自然を守る」という「保全」(conservation)の考え方から区別されている。この区別について、森岡正博は〈人間のためか自然のためか〉という二分法よりも、〈人の手を入れて守るか、人の手を入れずに守るか〉という区別のほうが重要であると示唆している（森岡 1999）。そして実際のところ、自然保護の現場では、preservationとconservationは、まさに〈人の手を入れずに守る〉か〈人の手を入れて守る〉かという手法の違いとして論じられている（吉田 2007：3）。近年では、〈人の手を入れずに守る〉ことをドグマティックに主張する議論は影をひそめ、むしろ、人の手が加わらなくなったことによる自然破壊（里山の荒廃など）が問題となっている。

物多様性の確保が、相互に関連しない多くの個別法によっている」という事実をより明確にするために、「生物多様性と関連制度の見取り図」を示している(及川 2010: 33)。その中に、環境基本法、生物多様性基本法、生物多様性国家戦略、自然保護法などが的確に位置づけられることになる。それを著者は、生物多様性をプラットフォームにして「制度生態系」が醸成されつつある(及川 2010: 41)、と表現している(第1節)。続けて、自然保護法(自然環境保全法、自然公園法、鳥獣保護法、種の保存法など)が詳しく解説される。また、公害規制法の中にも、生物多様性の保全がうたわれるようになっていることが指摘される(第2節)。その上で著者は、それ以外にもさまざまな法が「環境法化」しているという刺激的な見解を打ち出す。「環境法化」とは、すでにある法律(河川法、海岸法、森林・林業基本法、土地改良法、森林法、文化財保護法)に、改正時に環境配慮の要素が組みこまれたり、最初から環境配慮的な文が明示された法律(食料・農業・農村基本法水産基本法)が制定されたりしていることを指す(第3節)。これが最初にふれた「静かな革命」の具体的な中身となっている。

第3章 ロジックは世界をどう変えるか

第3章では、前半で生物多様性に関する近年の動向が紹介され、後半でアメリカの環境政策のポイントが紹介される。まず、カルタヘナ法、外来生物法、自然再生推進法の制定に伴う、遺伝子組み換え生物や外来種による生態リスクの管理⁵について、および「自然再生」⁶の意義と注意点について説明される(第1節)。次に、ABS(遺伝資源へのアクセスと利益配分)の視点と「伝統的知識」の意義、「里山保全」の戦略性などが述べられる(第2節)。それらの論述の中で、「予防原則」や「順応的管理」といった近年では基本的な考え方につ

⁵ 松田裕之によれば、「従来、生態リスクの評価と管理はおもに化学物質を中心に、健康リスク理論が応用されて進められてきた。しかしながら、外来種、野生鳥獣保護管理、水産資源管理、遺伝子組換え生物などでも、近年はリスク概念が多用されている」(松田 2009: 240)。

ても、きちんと説明されている。続けて、アメリカの「環境の司令塔」としての「環境諮問委員会」(CEQ)が大きく取り上げられ、それによって環境問題が「環境保護庁」(EPA)という一省庁の問題に閉じ込められず、省庁横断的に、国家レベルで対応できるようになっていることが示されている(第3節)。この部分は、環境政策に関心のある人は必読の内容となっている。

第4章 なぜ戦略をつくるのか

第4章は、主に「生物多様性地域戦略」に焦点を当てている。2008年の千葉県を嚆矢として、すでにいくつかの自治体で「生物多様性地域戦略」がつけられている。同年の生物多様性基本法制定において、地域戦略の策定が「努力義務化」されたこともあり、この動きは今後も広がっていくことが予想される。本章では、さまざまな国や地域の戦略が事例として取り上げられている(第1節)。特にニュージーランドの事例については一節を割いて詳しく紹介している(第2節)。以上をふまえて、著者は「資源創造」をキーワードに、地域戦略策定のためのヒントを与えている。多くの「ものの見方」を持てれば、地域の資源を「創り出せる」と著者は言う(及川2010:165)。具体的に、中山間地域、耕作放棄地、厳冬期、公害の記憶、砂浜のゴミといったマイナスの財も、「資源」となりうるものが例示されている。ここから分かるのは、地域戦略の策定においては、他の成功事例の模倣ではなく、それぞれの地域に住む人々が、その地域の特色を掘り起こして、オリジナルなシナリオをつくるのが大切だということだ⁷。この部分は、生物多様性論を超えて、「まちおこし」や「まちづくり」に関心のある人には必読のものといえよう。

⁶ 英語では restoration であり、「復元」とも訳される。これは「過去に損なわれた自然を取り戻す(復元)」というものである。吉田正人は、「保存」「保全」と並ぶ第三の手法として「復元」を位置付け、三つをP型、C型、R型と呼んでいる(吉田2007:3)。環境倫理学では、これまで復元は「自然の偽造」(Faking Nature)であるとして批判的となってきたが、近年では復元の積極的意義を認め、復元事業を擁護する意見も見られるようになった(丸山2007)。

⁷ この点については、地域再生についての文献でも強調されている(久繁2010)。

最後に著者は、「魅力ある内容の、かつ実効性の高い地域戦略のための提言」(及川 2010: 174)として、資源創造、住民参加、行政における部局横断的取り組み、自治体間で行う「共同地域戦略」の開発、数値目標の設定、目標達成状況を市民が確認・検証することなどを挙げている。この提言は「地域主権」を具現化する上でも重要なポイントを突いていると思われる(第3節)。

3. 環境倫理学への示唆

以上のように、本書はその手に取りやすい外観からは想像もつかないくらい、骨太でかつ豊富な内容をもった著作といえる。各章の冒頭に掲げられている Episode や Question の親しみやすい話題につられて、生物多様性に関して現在知っておくべきホットな話題が一望できる地平にまで案内される。そして最初に述べたような本書のメッセージは、最後まで通奏低音のように響き続けている。すなわち生物多様性は一つのロジックであり、それは議論のためのプラットフォームを形成しており、法制度に「静かな革命」を起こしている——「生物多様性」によって諸法が「環境法化」している——ということだ。

ただし、諸法が「環境法化」しているという現象の背景を、生物多様性というロジックのみに求めるのは、若干の無理があるようにも感じられる。「公害」や「地球温暖化」といったものが社会の関心を集めたことも、「環境法化」の大きなはずみになっているように思われるからである。また「予防原則」や「拡大生産者責任」といった概念も、同様にさまざまな法を環境法化する機能をもっているといえよう。したがって、“「生物多様性」によって諸法が「環境法化」している”というテーゼは、より一般化した形で、“環境問題に関する新たなロジック(そこには生物多様性も含まれる)が組み込まれることによって、諸法が「環境法化」している”と修正されるほうがよいかもかもしれない。

このように修正されたテーゼは、環境倫理学にも大きな示唆を与えるものである。加藤尚武は、環境倫理学の主張を、①地球の有限性、②世代間倫理、③生物の権利の三点にまとめているが、これらはそれぞれ、①近代の経済体制(市

場経済)、②近代の政治体制(民主主義)、③近代の法体系(基本的人権)の枠内では対応できないテーマとして提示されている(加藤 2005:12)。加藤の以前の著作(加藤 1991)の内容をふまえて、ここでの説明を敷衍すると、以下ようになる。

まず、地球の空間と資源は有限であり、そこでの無制限な自由という考えは廃棄されるべきであるという「地球の有限性」の主張は、自由貿易や経済活動の自由という考え方、そして従来の経済学理論に対する異議申し立てとなる。

次に、将来世代の権利を認めるべきとする「世代間倫理」の主張は、共時的な意思決定システムの変更を迫るものである。現代世代の多数決で決めたことは万能ではなく、それに対して、将来世代の権利という観点から制約が課されるということである。

最後に、「生物に権利がある」という主張は、人間のみを権利の主体としてきたこれまでの法体系を根本的に変える可能性がある。

このように加藤は、環境倫理学の主張を、経済体制・政治体制・法体系のそれぞれにおいて、革新を迫るものと見なしている。これらは総論的なものであり、具体的な法改正を直接に指示するようなものではないだろう。それに対して、及川のいう「生物多様性」のロジックは、まさに加藤が述べている意味で、法・政治・経済のシステムを、具体的な法改正を通じて静かに変えつつある。本書は、あるロジックが社会システムを具体的に変えているということを示すことで、加藤の環境倫理学の試みを、ある意味で勇気づけるものといえよう。環境倫理学のロジックは、既存の社会システムを一気にひっくり返すことはないかもしれないが、それが各論に落とし込まれることによって、知らず知らずのうちに静かに変えていくことは、十分ありうるのである。

[参考文献]

加藤尚武(1991)『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー

加藤尚武(2005)「環境問題を倫理学で解決できるだろうか」加藤尚武編『[新版]

環境と倫理—自然と人間の共生を求めて』有斐閣

佐藤哲 (2009) 「知識から智慧へ—土着的知識と科学的知識をつなぐレジデント型研究機関」 鬼頭秀一・福永真弓編『環境倫理学』東京大学出版会

シバ、バンダナ (2002) 『バイオパイラシー—グローバル化による生命と文化の略奪』緑風出版

タカーチ、デヴィッド (2006) 『生物多様性という革命』日経 BP 社

久繁哲之介 (2010) 『地域再生の罫—なぜ市民と地方は豊かになれないのか?』ちくま新書

丸山徳次 (2007) 「自然再生の哲学〔序説〕」『里山から見える世界 2006年度報告書』龍谷大学里山学・地域共生学オープン・リサーチセンター

松田裕之 (2009) 「安全から危険へ—生態リスク管理と予防原則をめぐる」 鬼頭秀一・福永真弓編『環境倫理学』東京大学出版会

森岡正博 (1999) 「自然を保護することと人間を保護すること—「保全」と「保存」の四つの領域」 鬼頭秀一編『講座 人間と環境 (12) 環境の豊かさをもとめて理念と運動』昭和堂

吉田正人 (2007) 『自然保護—その生態学と社会学』地人書房

吉永明弘 (2007) 「『生物多様性』概念の多角的な検討—保全生物学、サイエンスタディーズ、環境倫理学」『公共研究』第3巻第4号、千葉大学公共研究センター

(よしなが・あきひろ)

(2011年1月26日受理)